

【話 題】

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の改正について

—特定母樹の増殖について—

道 明 真 理^{*1}

平成 20 年の法制定

京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）における我が国の温室効果ガス総排出量の削減目標のうち、森林吸収源の目標を達成するため、平成19年度から24年度までの6年間に全国で330万haの間伐を集中的に実施することが必要であった。「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「間伐等特措法」という。）」は、「一時的」かつ「大量」の間伐等を実施するため、森林法に基づく森林計画制度を補完するための特別措置法として、平成20年5月16日に公布・施行されたものである。

平成 25 年の法改正

我が国は、京都議定書第2約束期間（2013年～2020年）の削減義務を負わないものの、気候変動に関する国際連合枠組み条約の締約国として、2024（平成32年）時点の温室効果ガス削減目標を自主的に設定し排出削減対策を進めることとしており、その一環として引き続き集中的に間伐等の実施を促進し森林吸収量の確保を図ることが必要である。また、人工林の高齢級化による森林による二酸化炭素の吸収量の低下や伐採面積の増加が見込まれることから、再造林等による伐採跡地の適切な更新の実施とともに、再造林の際に従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用することにより、将来にわたり我が国の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることが重要である。

これらのことから、間伐等特措法を改正し、平成32年度までの間における市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を引き続き行うとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖を短期間に大量に行うた

め、民間事業者が行う増殖に対する支援措置を新設することとし、本年5月31日に、間伐等特措法の一部を改正する法律が、公布、施行された。

成長に優れた種苗

昭和29年に開始した第一世代精英樹の選抜以降、独立行政法人森林総合研究所林木育種センター及び各林木育種場と都道府県が協力し林木育種を推進してきたことにより、第一世代の精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われ、それらの交配により得られた樹木の中からも、成長に係る特性の特に優れた第二世代の精英樹の選抜が行われてきたところである。成長に優れた第二世代精英樹の中には、たとえば関東育種基本区内において植栽後5年目で樹高7mとなるなど優れた成長特性を示すものがあり、二酸化炭素吸収作用の強化に期待できる他、下刈り回数の削減や植栽密度の低減等により造林コスト削減にも効果があると期待されているところである。

このような優れた成長特性を有する第二世代精英樹が開発されている中で、間伐等特措法に「特に優良な種苗を生産するための種穂の採種に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖」について規定されたのである。

特定母樹の指定

特定母樹は、成長に係る特性が優れていることは当然であるが、林業種苗として材質も良いものである必要があり、また、花粉症にも配慮する必要がある。このため、

¹ どうみょう まり 林野庁研究指導課

特定母樹の基準は、外部有識者の意見を聴いた上で

- ① 10年生から20年生の間における特定の年次での単木材積が、在来の系統の概ね1.5倍以上あること
- ② 剛性の指標となる測定値が、環境及び林齢が候補木と同様の林分の個体の平均より優れていること
- ③ 幹の曲がりがないか、曲がりがあっても採材に支障がないもの
- ④ スギ、ヒノキについては、一般的なスギ、ヒノキの花粉量の概ね半分以下であること

とした。また、第2世代精英樹等の開発は林木育種センター及び各育種場が中心となって進めているが、北海道が開発したクリーンラーチ（グイマツ中標津5号×カラマツ精英樹の雑種強勢）等都道府県が独自で開発したのもあることから、特定母樹の候補は公募しているところである。応募された特定母樹候補について、外部有識者の意見を聴いた上で農林水産大臣が特定母樹を指定しており、12月1日現在44種類が指定されている。これからも年に1~2回程度指定していく予定である。

特定母樹の増殖の実施の促進

国は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進を図るため、本年6月24日に基本指針を定めており、その中で「特定母樹の増殖について、平成25年度から平成32年度までの8年間に於いて特定母樹の増殖の実施を促進し、全国的に特定母樹により構成された種穂の採取源を整備する」ことを目標としている。また、都道府県は基本指針に即して、各都道府県における特定母樹の増殖の目標、特に優良な種苗を生産する体制の整備等を定める基本方針を作成することができることとなっている。なお、基本方針における特定母樹の増殖目標は、各地域における将来の人工造林の面積の見通しから必要となる種苗のうち、地域特有のニーズ（花粉症対策種苗や気象害抵抗性種苗、特定母樹以外の樹種等）等に応じた種苗を除いたものとなる。

特定母樹の増殖を短期間に大量に実施するためには、都道府県のみで実施するのは困難であるため、民間の取組を活用することとしている。都道府県は、これまで採種園、採穂園の大部分を整備してきたが、今後は民間の取組の促進を妨げない範囲で特定母樹の採種園、採穂園を整備することとし、基本方針においてその規模や種穂の供給先等を明らかにするよう留意する必要がある。

また、特定母樹の増殖を実施しようとする民間事業者は、都道府県が定める基本方針に基づいて特定増殖事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要がある。このため、基本方針には、特定母樹の増殖目標や体制の整備の他に、特定増殖事業の実施方法に関する事項として、民間事業者が特定増殖事業計画の作成に必要な情報である特定母樹の繁殖方法、採種園、採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程等を示すことが望ましい。

なお、基本指針には、特定母樹の増殖の促進に寄与する取組として、さらなる優良な種苗の確保に向けて、第3世代精英樹の選抜等林木の育種の推進に努めることや、造林の低コスト化に向けた取組の推進、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗や優良な広葉樹等の地域の多様なニーズに応じた優良種苗の確保の推進等が記載されている。今後も多様な林木の育種を進めることが求められている。

特定母樹の増殖を行おうとする民間事業者が特定増殖事業計画を作成する時、及び、特定増殖事業計画が都道府県知事に認定され特定母樹を増殖する民間事業者（認定特定増殖事業者）が特定増殖事業を実施するに当たっての留意事項については、本年7月5日に改正した「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン」に記載している。留意事項には、特定母樹の種類への厳格な管理、特定母樹の増殖方法、採取源整備方法等について記載しており、また基本方針にも各都道府県の実情に合わせた特定母樹増殖の実施期間等が記載されている。しかしながら、認定特定増殖事業者は初めて特定母樹の増殖や採取源の整備を行うこととなる者がほとんどであるため、(独)森林総合研究所や都道府県の林業試験研究機関等は、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の繁殖、採取源の造成、種子の貯蔵等に関する技術の提供等の必要な支援を行うよう努める必要がある。

特定増殖事業に対する支援

特定母樹の増殖を支援する措置とは、①生産事業者団体等民間事業者が行う特定母樹の増殖、採取源の整備等に必要な資金を林業・木材産業改善資金を活用する際、償還期間を通常10年のところを12年に、据え置き期間を通常3年のところを5年に延長する。②特定増殖事業で初めて生産事業を行おうとする者は、特定増殖事業計画が認定されることにより林業種苗法に基づく生産事業者の登録を受けたとみなし手続を免除する。等の措置である。なお、林業・木材産業改善資金は無利子で利用で

きる資金である。

特定母樹の増殖への取組

本法律では、平成32年度までの8年間において特定母樹を増殖し、その後の10年間以内において、特定母樹から採取する種穂により種苗を生産することが可能となるような体制を整えることを目標としている。特定母樹の指定が続けられ中で、都道府県による基本方針の作成、

特定増殖事業計画の作成及び認定、特定母樹の所有者による原種の育成、配布、母樹の増殖、採取源の整備等を32年度までに実施することを考えると、あまり余裕はないと考えられる。既に複数の県で基本方針の作成に取り組んでいるところであるが、林木の育種の成果である特定母樹により二酸化炭素吸収作用の強化に貢献するため、国、都道府県、特定母樹又は特定母樹候補の所有者である独立行政法人森林総合研究所等が連携を強化し、民間事業者の参入を進めながら特定母樹の増殖に取り組むことが重要である。